

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、公益財団法人 中部産業・労働政策研究会（以下「この法人」という。）の定款第17条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3)非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款第13条に基づき置かれるものをいう。
- (5)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員、評議員は無報酬とする。

第4条 この法人は、常任顧問、非常勤顧問及び同研究員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 非常勤顧問の報酬は、別表1「非常勤顧問の報酬」に定める定額とする。
- 3 非常勤研究員の報酬は、別表2「非常勤研究員の報酬」に定める定額とする。
- 4 常任顧問については、必要の都度、理事長又は役員を兼務する事務局長が個別に立案し、理事会の承認を得て決定する。

(報酬の支給日)

第5条 年間報酬額は、新年度開始後準備が出来次第速やかに一括支給することとする。

(通勤費)

第6条 役員、評議員、顧問及び研究員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員、評議員、顧問及び研究員がその職務の遂行に当って負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規定をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規定は、公益財団法人中部産業・労働政策研究会の第17回評議員会の日(平成28年11月28日)から施行する。

- 別表1 非常勤顧問の報酬
年額5万円(税込)とする
- 別表2 非常勤研究員の報酬
年額3万円(税込)とする